

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口

数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額がわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となるので、2つの税法上のメリットがあります。

問合先 全国国民年金基金大阪支部
☎0120(65)4192

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の
簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために、府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が「0円」の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課☎(275)6392へお問い合わせください。

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和3年度(令和3年7月～4年6月)の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。(郵送手続きも可)

日本年金機構において前年の所得などを審査した後、結果を通知します。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課☎(275)6241

■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②令和2年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保 険 料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対 象 者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和3年7月分～令和4年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

被保険者証が変わります

8月から後期高齢者医療被保険者証が桃色に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和4年7月31日までの1年間となっています。また、現在お持ちの被保険者証（薄緑色）の有効期限は、令和3年7月末日です。それ以後は使用できないのでご注意ください。なお、新しい被保険者証（桃色）は、お手元に届いたときから使用できます。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

保険料の決定（本算定）

令和3年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬

に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健幸づくり課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りで納めていただきます。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

令和3年度の

地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合先 秘書課
☎ (275) 6082

高陽 校区

第1区 中谷正彦
第2区 福江 登
高石綾園住宅 曾根明美
高 南 藤本睦朗
綾園7丁目 明石 進
高石サンタウン 丸山真弓

高石 校区

第3区 木下敏朗
第4区 奥野啓治
第5区 船留眞一
第6区 森 博英
第7区 関 正男
第8区 中尾淳一

加茂 校区

綾井住宅 濱口末則
三井化学 桑村浩樹
綾井南海住宅 服部 武
西取石三丁目 山口忠義
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田 滋
高石D地区 永見 徹

東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 西中 隆
第10区 原野昭夫
第13区東羽衣 鈴木 保
羽衣荘園地区 川村武司
東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣 校区

第11区 西川健治
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣

清高 校区

綾井 奥田厚雄
大 園 初田慶信
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 水本文宏
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石スカイハイツ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポ綾園ふれあい 山本敏夫

取石 校区

土 生 嶋田豪洋
新家 北川年郎
富 木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 木戸 実
新家住宅 中村洋一
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 大西義浩
取石3区 栗川登美代
南 取 石 上月春三
JR富木社宅 濱口和久
大 歳 北山美由紀

《連合自治会の役職》

会 長 藤田政明	会 計 中谷正彦	理 事 福江 登	理 事 山路駒子
副会長 森 博英	会 計 鈴木 保	理 事 関 正男	理 事 桑村浩樹
副会長 西中 隆	会計監査 柴田正明	理 事 中尾淳一	理 事 嶋田豪洋
副会長 小谷哲夫	会計監査 譜久山誠	理 事 吉田和光	(敬称略・順不同)

限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新

後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に健康づくり課健康保険係より発送します。なお、認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。

これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6392

一 国民健康保険

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。現在お持ちの高齢受給者証は7月末日までとなっています。8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）にお送りします。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」が自動更新になっています

国民健康保険加入者を対象とした「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日が更新時期となり、令和2年度より自動更新になっています。更新後の認定証を7月下旬に発送しますので、ご確認ください。

▼自動更新の対象にならない方

所得の申告がない世帯や滞納のある世帯は自動更新されないため、窓口での再申請が必要です。

※70歳以上75歳未満の方で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」の方は、発行の対象となりません。認定証がなくても限度額が適用となるため、病院の窓口では保険証と高齢受給者証の2点を提示してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

一 介護保険

介護保険料納入通知書（本算定）を送付します

介護保険料は、令和3年4月1日現在の世帯構成と令和2年中の所得金額に応じて算定しています。保険料と支払い方法は次のとおりです

■特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金（老齢福祉年金は除く）を年額18万円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から引き落とし（特別徴収）されます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額が10月以降の保険料となります。

■普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で納めていただきます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額を本徴収期間（7月～翌年3月）で徴収します。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

制度対象者と利用者負担段階及び食費の一日あたりの負担限度額（太字は変更箇所）

利用者負担段階	対象者	預貯金等の資産要件	食費の負担限度額
第1段階	生活保護受給者もしくは 老齢福祉年金の受給者	預貯金等の合計が1,000万円 (夫婦は2,000万円)以下	300円
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離 している配偶 者を含む)が 市民税非課税	本人の年金収入額 + その他の合 計所得金額が年額 80 万円以下	390円 (600円)
第3段階①		本人の年金収入額 + その他の合 計所得金額が年額 80 万円超 120 万円以下	650円 (1,000円)
第3段階②		本人の年金収入額 + その他の合 計所得金額が年額 120 万円超	1,360円 (1,300円)

※年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。
 ※食費の（ ）内はショートステイを利用した場合の限度額です。

介護保険負担限度額の見直しについで
 令和3年8月から対象者、預貯金等の資産要件、食費の負担限度額が次のとおり変更になります。

各種

教科書展示会の開催

令和4年度に使用する小・中学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。

日時 7月1日～7月20日の午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先 教育研究センター

☎ (262) 7005

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
 〈都市計画税〉
 第2期分

8月2日までに近隣の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

不正利用かも！？ 利用明細は必ず確認

事例 クレジットカード会社から代金の引き落としができないと、確認の電話が来た。慌てて**利用明細**を見ると、先月3回に渡って、計**50万円**以上の**心当たりのない請求**があった。カード会社に問い合わせ、教えてもらった請求元に連絡をすると、私名義での**購入**の履歴は**ない**と回答があった。（70歳代 男性）

消費生活センターだより
 Consumer service center newsletter



「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」という相談が寄せられています。第三者による不正利用のおそれもあります。利用明細は必ず毎月確認しましょう。クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。

困ったときは、
 消費生活センターへ
 ☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
 時 間 9:00～16:45
 休館日 土・日曜日、祝日
 ※休館日は「消費者ホットライン」
 ☎188へお問い合わせください

水道水の水質検査結果

※令和3年5月採水分

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.68mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	14.5mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.7mg/l
pH値	5.8~8.6	7.12
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.6mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※表の値は、本市の代表的な水質値

※基準値は、水道法に定める値

※mg/lとは、水道水1L中に溶けている物質の重さ

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー、上下水道課の窓口及び市ホームページで閲覧できます。

問合先 上下水道課

☎(275) 6426

都市計画についての公聴会

府では「南部大阪都市計画再開発の方針の変更の案」を作成するにあたり公聴会を開催します(意見を述べていただくもので、説明会ではありません)。案の概要は、市都市計画課でも閲覧可能です。

日時 9月2日(木)午後1時から

場所 大阪府庁別館7階「地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」下車徒歩10分」

申込・問合先

8月2日(16日(必着))に、公述希望者(定員10名)は府指定の公述申出書に必要事項を記入し、傍聴希望者はがきまたはEメールに住所・氏名・電話番号を記入し、大阪府都市計画室へ「〒540-8570(住所不要)、keika.kusushin@box.pref.osaka.lg.jp、☎06(6944)6776」

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。

対策 生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

事業系指定ごみ袋の材質と色が変わります

泉北環境整備施設組合では、温室効果ガス及びプラスチックの削減、環境保全への意識を高めることを目的として、事業系指定ごみ袋の原料に植物由来原料を10%以上配合したバイオマスプラスチックを採用することになりました。これにより、年間約29tの二酸化炭素を削減することができ、環境保全に大きく貢献することになります。変更後は、新旧の指定ごみ袋が混在しますが、旧指定ごみ袋も引き続き使用できます。

時期 7月より指定ごみ袋取扱店で販売

販売価格 変更なし

デザイン 色・透明、文字・ピンク

問合先 泉北環境整備施設組合

☎0725(41)2030

熱中症シェルターの開設

夏の熱中症対策として、市民の一時避難場所「熱中症シェルター」を次の13か所で開設しています。冷房や飲料水などを備えていますので、暑さからの一時的な避難にご利用ください。

ご利用時は、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用や手指の消毒等にご協力をお願いします。

期間 9月30日まで(気候によって延長あり)

問合先 危機管理課 ☎(275)6247

※開館時間は、各施設で異なります。

※施設が閉館しているときはご利用いただけません。

熱中症シェルター	清高公民館 ☎(263)5885
市役所(別館) ☎(275)6247	中央公民館 ☎(265)6422
とろしプラザ ☎(260)0550	慶翠苑 ☎(265)3188
ふれあいゾーン ☎(261)3831	瑞松苑 ☎(261)0021
羽衣公民館 ☎(265)3227	菊寿苑 ☎(271)0112
東羽衣公民館 ☎(262)8545	図書館 ☎(263)3100
千代田公民館 ☎(264)0886	アプラホール ☎(267)0018

※今年はデージードームと総合保健センターはご利用いただけません。

まっぼっくり

ヤングケアラー

大人の代わりに家族の介護や家事を担う子ども「ヤングケアラー」を国が初めて調査しました。

「ヤングケアラー」とは、大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子どものことをいいます。障がいや病気がある親や祖父母、きょうだいの世話をしています。料理・洗濯・掃除といった家事、保育園の送迎、入浴やトイレの介助、薬や金銭の管理、外出時の付き添いなど多岐に渡っています。そのため学業が滞ったり、進学ができなかったり、体調が悪くなったりするケースがあります。

家族が助け合い、面倒をみる子どもは昔からいましたが、近年は平均世帯人数が2.4人となりひとり親や共働きが増え、一部の子どもだけが重い責任を負い、孤立していると指摘されています。

調査は厚生労働省と文部科学省が令和2年12月～令和3年2月、公立校に通う中学2年生と高校2年生の計約17万人に実施し、計1万3777人から回答を得ました。

世話をしている家族がいると答えたのは中学2年生で5.7%、高校2年生（全日制）で4.1%ありました。

世話に費やす時間は中学2年生で平日1日平均4時間、高校2年生（全日制）で同3.8時間でした。7時間以上という回答もそれぞれ1割を超えました。子ども一人で親の介護やきょうだいの世話などを担う割合が高く、「自分の時間や宿題・勉強の時間がとれない」との回答が多くありました。また、誰にも相談したことがないと6割が回答しました。

家族のケアのため、できていないこと

	中2	高2 (全日制)
自分の時間がとれない	20.1%	16.6%
宿題や勉強の時間がとれない	16.0%	13.0%
友人と遊べない	8.5%	11.4%
睡眠が十分に取れない	8.5%	11.1%

子どもにとってケアや介護という言葉は身近でなく、その状況にあっても気づきづらい状況があります。

「ヤングケアラー」向けの国の取り組みべき施策が決まりました。

国の取り組むべき施策

早期発見・把握	○ 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進 ○ 地方自治体における現状把握の推進
支援策の推進	○ 悩み相談支援 (SNS 等オンライン相談も有効) ○ 関係機関連携支援 ○ 教育現場への支援 ○ 適切な福祉サービス等の運用の検討 ○ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
社会的認知度の向上	○ 2022 年度から3 年間で「集中取り組み期間」に設定し、ヤングケアラーという言葉の認知度を中高生で5割に ○ 社会全体の認知度調査を実施

子どもに「大丈夫？えらいね。」ではなく、困っていることをたずねるのはいいかげんか。

人権推進課
(275) 6279

令和2年度の余った無料普通ごみ処理券を 日用品と交換します！

令和2年度の無料普通ごみ処理券（茶色）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのゴミ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトペーパー1ロールと交換します。

事前にダウンロードした申請書を記入後、持参していただくと手続きがスムーズです。申請書のダウンロードは市ホームページをご覧ください▶

問合せ 生活環境課 ☎(275)6266



交換期間

7月22日^祝～28日^水

22日は正午～午後4時30分
23日～28日は午前9時30分～午後4時30分

会場：市役所（別館1階）

感染拡大防止のためにご協力ください

- ・体調不良時の来場自粛
- ・筆記用具持参
- ・マスクの着用
- ・持ち帰り用袋
- ・ソーシャルディスタンスの確保